

仙台市ごみ集積所管理支援補助金交付要綱

(令和 8 年 3 月 3 0 日環境局長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、ごみ集積所を清潔に維持管理する地域の活動を支援するため、ごみ集積所の管理資器材設置等に係る経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、仙台市補助金等交付規則（昭和 5 5 年仙台市規則第 3 0 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 定日収集生活ごみ処理申出団体（以下「定収団体」という。）

仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（平成 5 年仙台市規則第 3 0 号）第 1 2 条第 1 項により、一般廃棄物のうち事業系一般廃棄物を除く生活ごみの収集、運搬及び処分の申出を行っている団体

(2) 既存共同住宅

ごみ集積所が設置されていない 4 戸以上の共同住宅、寄宿舍または長屋の用に供する建築物で、すでに他の者が設置しているごみ集積所を使用している共同住宅等

(3) 路上

道路法又は道路交通法に規定する道路並びに一般の通行の用に供されている通路等

(4) 補助定収団体等

第 1 1 条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者

(5) 補助事業

第 1 1 条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業

(6) ごみ集積所

定日に収集される生活ごみの集積場所

(7) 折り畳み式ごみボックス

底面を除き箱状で折り畳み収納ができる、ごみ袋等の簡易的な収納容器

(8) ハンサムネット

袋状に加工してごみ袋を収納する飛散防止・鳥獣被害防止用ネット

(9) 固定式ごみボックス

物置状及びストッカー状で地面に固定ができる、ごみ袋等の収納容器

(10) 固定資材

折り畳み式ごみボックスまたはハンサムネットを固定するための土台やフレーム

(11) 管理資器材の設置等

定収団体が鳥獣被害を防止し、周辺的美観の向上を図るために第 7 号から第 1 0 号の各号に規定する物品等を購入、作製または修繕し、ごみ集積所に設置、移設または既存の物品等を処分すること

(補助金の交付対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 前条第 1 号に規定する定収団体（賃貸用共同住宅のごみ集積所を管理する定収団体を除く。）または既存共同住宅の管理責任を負う者であること。

- (2) 既存共同住宅の管理責任を負う申請者が個人事業主の場合にあつては、個人の市税に加え、事業主として納付すべき市税を滞納していないこと。
- (3) 既存共同住宅の管理責任を負う申請者が個人以外の場合にあつては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと。
- (4) 第2号及び第3号の規定の適用について、この要綱の規定による交付を受けようとする者に納期限を過ぎても納付されない市税があった場合において、地方税法に定める徴収の緩和制度を受けていることまたは分割納付が行われていることが確認できたときは、当該者は第2号及び第3号の要件を満たすものとみなす。
- (5) 暴力団等との関係を有していないこと。

(市税の滞納がないことの確認等)

第4条 前条第2号及び第3号に規定する要件は、市長が補助金の交付の申請をしようとする者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)を提出した場合はこの限りではない。

2 前項に定める市税の滞納がないことの証明書が提出できない場合、次の各号に定めるいずれかの書類の提出に替えることができるものとする。

- (1) 納税証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)及び未納額に係る「徴収の猶予許可通知書」、「換価の猶予許可通知書」または「納付計画書」
- (2) 徴収の猶予、換価の猶予または分割納付を受けている旨追記された納税証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)

(市税の取扱い)

第5条 第3条第2号に規定する市税とは、個人の市民税(地方税法第319条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。)、固定資産税、軽自動車税(種別割)及び都市計画税とする。また、事業主として納付すべき市税とは、個人の市民税(当該事業主が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。)、事業所税とする。

2 第3条第3号に規定する市税とは、個人の市民税(当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。)、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税とする。

(補助事業)

第6条 この補助金の交付対象となる事業は、ごみ集積所の管理資器材の設置等とし、次の要件に適合するものとする。

- (1) 本事業を申請することについて、ごみ集積所利用者の合意を得ていること。
- (2) 管理資器材を設置する土地が民有地または官有地(ただし路上を除く。)である場合は、当該土地の所有者または管理者の承諾を得ていること。
- (3) 路上に管理資器材を設置する場合は、折り畳み式ごみボックスまたはハンサムネットとすること。
- (4) 実施する事業は、申請する同一年度内に事業の実施が完了し、当該年度内に補助金の交付請求までの手続を完結することができるものであること。

(補助対象となる管理資器材及び経費)

第7条 補助対象となる管理資器材の種類及び経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 折り畳み式ごみボックス及び固定資材の購入費用
- (2) ハンサムネット及び固定資材の購入並びに設置費用（定収団体が作製する場合の材料費を含む。）
- (3) 固定式ごみボックスの購入、修繕、移設または処分費用（定収団体が作製または修繕する場合の材料費を含む。）

(補助金の額等)

第8条 補助金の額等は、別表1に定める経費区分のとおりとする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 補助金の額には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税を含まない。

(事前協議及び現地確認)

第9条 交付の申請を行うにあたっては、所管の環境事業所に事前協議のうえ、環境事業所による現地確認を受けなければならない。

(交付の申請)

第10条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、ごみ集積所管理支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、申請年度において市長が別に定める日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 管理資器材のカatalogまたは写真（寸法等の詳細がわかるもの。）
- (2) 見積書（ただし前号により金額等が明らかな場合を除く。）
- (3) ごみ集積所分割の申出書（様式第6号）（ただし既存共同住宅の管理責任を負う申請者に限る。）

(交付の決定等)

第11条 市長は、申請を受理してから20日以内に当該申請に係る書類等を審査した上で交付の可否及び補助金の額を決定し、規則第6条の規定による決定の通知を行うものとする。

2 前項の通知は、補助定収団体等にはごみ集積所管理支援補助金交付決定書（様式第2号）により行い、不交付を決定した者にはごみ集積所管理支援補助金不交付決定書（様式第7号）により行うものとする。

(交付の条件)

第12条 規則第5条第2項の規定による交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 管理資器材を起因として通行の妨げや事故を生じさせないよう維持管理を行うこと。
- (2) 管理資器材を起因として生じた事故及び損害について、定収団体が責任を持って対処すること。
- (3) 既存共同住宅の管理責任を負う申請者は、ごみ集積所の使用を許可されている定収団体からのごみ集積所の分割の申出に基づき、新たにごみ集積所を設置するものであること。

(交付後の義務)

第13条 既存共同住宅に管理資器材を設置する補助定収団体等は、補助事業実施後、速やかに第2条第1号に定める定収団体の申出を行うこと。

(申請の変更)

第14条 補助定収団体等は、申請内容の変更をしようとする場合は、交付決定の通知があった日から30日以内に、ごみ集積所管理支援補助金変更承認申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による届出がされた場合は、ごみ集積所管理支援補助金交付変更等承認書(様式第10号)により通知を行う。

(申請の取下げ)

第15条 補助定収団体等は、申請の取下げをしようとする場合は、交付決定の通知があった日から30日以内に、ごみ集積所管理支援補助金取下げ書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第16条 規則第12条の規定による実績報告は、ごみ集積所管理支援補助金実績報告書(様式第3号)に次の書類を添えて、事業完了の日から10日以内に行うものとする。

- (1) 完了写真
- (2) 納品書の写し
- (3) 領収書の写し(金額の内訳がわかるもの。)

(補助金の額の確定)

第17条 市長は、前条の規定により提出された報告に係る書類の審査及び環境事業所による現地調査を行った上で、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第13条の規定による通知を行うものとする。

2 前項の通知は、ごみ集積所管理支援補助金交付確定通知書(様式第4号)により行うものとする。

(補助金の交付)

第18条 市長は、前条の規定による額の確定を行った後に補助金を交付するものとする。

2 補助定収団体等は、前条に規定する額の確定通知を受けた場合、ごみ集積所管理支援補助金交付請求書(様式第5号)を速やかに提出しなければならない。

(決定の取消し)

第19条 市長は、補助定収団体等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取消することができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定または交付を受けたとき
- (2) 補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他規則またはこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知を行うものとする。

(補助金の返還)

第20条 市長は、補助金交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部または一部の返還を請求するものとする。

2 市長は、補助定収団体等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

(書類の整備等)

第21条 補助定収団体等は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(実施細目)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

別表 1（第 8 条関係）

補助金の額等

	経費区分	補助金の額等	申請上限数等
①	折り畳み式ごみボックス及び固定資材の購入費用	対象経費の二分の一（一台あたり二万円を限度とする。）	一団体あたり一年度中に二台までの申請とし、三年間の継続使用を原則とする。
②	ハンサムネット及び固定資材の購入並びに設置費用（定収団体が作製する場合の材料費を含む。）	対象経費の二分の一（一台あたり一万八千円を限度とする。）	一団体あたり一年度中に二台までの申請とし、三年間の継続使用を原則とする。
③	固定式ごみボックスの購入費用（定収団体が作製する場合の材料費を含む。）	対象経費の二分の一（三万円を限度とする。）ただし、定収団体が作製する場合の材料費は、三万円を限度とする。	一団体あたり一年度中に一台までの申請とし、五年間の継続使用を原則とする。 ただし、設置場所が路上の場合は、対象外とする。
④	固定式ごみボックスの修繕費用（定収団体が修繕する場合の材料費を含む。）	三万円を限度とする。	一団体あたり一年度中に一台までの申請とする。 ただし、設置場所が路上の場合は、対象外とする。
⑤	固定式ごみボックスの移設または処分費用	三万円を限度とする。	一団体あたり一年度中に一台までの申請とする。 ただし、設置場所が路上の場合に限る。
⑥	【既存共同住宅向け】 既存共同住宅に設置する管理資器材の購入費用 （第 7 条第 1 号から第 3 号までに規定するもののうち、修繕、移設及び処分費用を除く。）	一万円を限度とする。	申請者一者あたり一台までとする。

別表 1 の補足事項は、以下の通りとする。

- ①と②を併せて申請する場合は、計二台を上限とする。
- ③及び④は、他の管理資器材と併せて申請することはできない。
- ⑤の処分費用と併せて申請できる経費は①または②のいずれかに限り、その上限は一台とする。